(4)　 管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 港高等学校 | １　管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが１件（３名）あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 | | 校外学習の下見 | 平成26年３月22日 | 6,940円 | 平成26年5月29日 | | 7,260円 | | 7,260円 |   すべて概算払の額と精算額が一致しており、過払や支給不足は発生していなかった。  ２　管外出張の事務手続について、復命書を提出していないものが６件（延べ31名）あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 出張内容 | 旅行日 | 出張先 | 延人数 | | 校外学習の引率 | 平成25年４月18日～同月20日 | 兵庫県 | 15名 | | 修学旅行の引率 | 平成25年10月８日～同月11日 | グアム | ５名 | | 同上 | 平成25年10月８日～同月12日 | 同上 | １名 | | 同上 | 平成25年10月９日～同月12日 | 同上 | ５名 | | 修学旅行の下見 | 平成25年10月20日～同月22日 | 北海道 | ２名 | | 校外学習の下見 | 平成26年３月22日 | 兵庫県 | ３名 | | 【是正を求めるもの】  大阪府財務規則第47条及び大阪府教育委員会事務局処務規程第28条の規定に違反している。  概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続について、教職員の理解を深められたい。また、未提出の復命書について、速やかに是正措置を講じるとともに、復命書の作成について、教職員の理解を深められたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  (1) 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。  【大阪府教育委員会事務局処務規程】  （復命）  第28条　出張した職員は、用務が終わったときは速やかに、帰庁し、復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。  【管外出張等に係る復命についての一部改正について】（平成20年３月28日付け教委総第4951号教育政策室総務企画課長通知）  １　職員が管外へ出張した場合又は管内で宿泊を伴って出張した場　合には、大阪府教育委員会事務局処務規程第28条ただし書きに規定する軽易な事項には当たらず、復命書を提出しなければならないこととする。  １　職員が管外へ出張した場合又は管内で宿泊を伴って出張した場　合には、大阪府教育委員会事務局処務規程第28条ただし書きに規定する軽易な事項には当たらず、復命書を提出しなければならないこととする。 | 未提出の復命書については、速やかに作成させ、実績を確認した。また、平成27年３月６日に開催された職員会議において、概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続について説明を行い、教職員の管外旅費の支給事務の理解を求めた。  今後、管外出張の復命に当たっては、出張の伺いがあった時点で当該者に復命書用紙を手渡す。出張者は管外出張事業終了後に復命書を作成し、校長への口頭による報告とともに復命書を提出することとし、大阪府教育委員会事務局処務規程第28条の規定に基づき適正な事務処理を図る。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 大正高等学校 | 管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが２件（19名）あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 | | 修学旅行下見(２名) | 平成26年1月11日～同月12日 | 80,530円 | 平成26年4月22日 | | 平成26年1月11日～同月12日 | 80,710円 | 平成26年4月22日 | | 修学旅行  （17名） | 平成26年1月28日～同月31日 | 1,010,269円 | 平成26年4月22日 | | ※旅費支給額は17名分の総額である。 | | |   全て概算払の額と精算額が一致しており、過払や支給不足は発生していなかった。 | 【是正をもとめるもの】  大阪府財務規則第47条の規定に違反している。  概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続について、教職員の理解を深められたい  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条 　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  (1) 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | 管外出張に係る旅費の支給に当たっては、出張者に対して、旅行完了後速やかに精算を行うよう指導するとともに、全教職員に対し、職員会議で注意喚起を行った。  また、事務担当者においても概算払の支出命令伺書を精算完了まで別途保管の上、随時確認し、精算遅れのないよう改善した。 |